

令和7年3月定例農業委員会議事録

日時： 令和7(2025)年3月25日(火)午前9時
 場所： みよし市役所3階 研修室1・2
 (欠席委員) 塚崎哲哉委員、近藤浩尚委員、鈴木光広委員、近藤進委員、伊藤武委員、久野裕吉委員、原田一豊委員、竹内鈴彦委員
 (事務局出席者) 原田事務局長、水野次長、森下副主幹、鈴木主査、松浦主事
 (傍聴人) 0名

発言者	発言内容
議長	ただいまから3月定例農業委員会議事を開催します。 本日は、塚崎委員、近藤委員、鈴木委員、岡本委員から欠席する旨の届出を受けており、現在の出席委員は農業委員11名、農地利用最適化推進委員は1名です。 議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。 10番伊藤委員、11番萩野委員にお願いします。 それでは議事に入ります。
議長	議案第44号農地法第3条の規定による許可について、事務局から説明を求めます。
事務局	【議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について】 《議案書に基づき説明》
議長	ただいま事務局から説明がありました。
事務局	番号1明知上の件について、地元の岡本委員が欠席ですの事務局から補足がありましたらお願いします。
事務局	事前に岡本委員からご意見をいただいております、現地は綺麗に耕作されており、特に問題ないと伺っています。
議長	ありがとうございました。ただいま事務局から追加説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。
議長	よろしいでしょうか。それではご意見等ないようですので、番号1について、採決をとります。
議長	番号1について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議長	全員賛成により、番号1について、許可することといたします。 《採決結果：議案第44号 全員賛成1件》
議長	議案第45号農地法第5条の規定による許可について、事務局から説明を求めます。
事務局	【議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請の意見について】 《議案書に基づき説明》
議長	ただいま事務局から説明がありました。
加納委員	番号1 黒笹の件について、地元の加納委員からご意見をお願いします。 申請地は西側が県道米野木苜生線、北側が県道豊田知立線、東側が今年度農地転用した駐車場、南側がマンションの敷地という状況であります。申請地の雨水は側溝を新設し東側の土地改良区の排水路に流す計画でありますので、周辺農地への影響はないものと思われまます。地元の土地改良工区長と役員も了承しており、問題ないと考えます。
議長	ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

発言者	発言内容
議長	よろしいでしょうか。それではご意見等ないようですので、番号1について、採決をとります。 番号1について、県に対し進達するにあたり適当であると意見を付することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議長	全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。
議長	続いて、番号2 西一色の件について、地元の梶川委員からご意見をお願いします。
梶川委員	本件については、特に問題ないと考えます。
議長	ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。
小野田委員	今回の転用理由にある問題については、この転用をもって解決するということでよいか。
事務局	本件転用申請をするにあたり、過去に転用をした資材置場等については、これで申請用途どおり整理され、問題が解決される予定です。 利用用途が変わってしまっていた過去の転用については、県と連携し、指導を進め、適正化をするための修正の申請は済んでおり、県からも承認が下りている状況です。この転用により、転用理由にある資材や車両の問題は綺麗に整理されます。
小野田委員	承知しました。ありがとうございます。
議長	よろしいでしょうか。それではご意見等ないようですので、番号2について、採決をとります。 番号2について、県に対し進達するにあたり適当であると意見を付することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。
議長	続いて、番号3 高嶺の件について、地元の近藤委員が欠席ですので、事務局から補足がありましたらお願いします。
事務局	近藤委員から事前にご意見を頂戴しており、農振除外の際の諮問でも確認しており、そこから変わらず特に問題ないという意見を伺っています。
議長	ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。
議長	よろしいでしょうか。それではご意見等ないようですので、番号3について、採決をとります。 番号3について、県に対し進達するにあたり適当であると意見を付することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議長	全員賛成により、番号3について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。 《採決結果：議案第45号 全員賛成2件、賛成多数1件》
議長	議案第46号相続税の納税猶予にかかる証明願について、事務局から説明を求めます。
事務局	【議案第46号 相続税の納税猶予にかかる証明願について】
議長	《議案書に基づき説明》
議長	ただいま事務局から説明がありました。
議長	番号1 新屋の件について、地元委員が不在ですので、事務局から補足ををお願いします。

発言者	発言内容
事務局	今回は地元委員ご本人の農地であるため、委員の意見は付さないという形をとっておりますので、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。
議長	よろしいでしょうか。それではご意見等ないようですので、番号1について、採決をとります。
	番号1について、証明書を発行することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、番号1について、証明書を発行することとします。 《採決結果：議案第46号 全員賛成1件》
議長	議案第47号 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、事務局から説明を求めます。
	【議案第47号 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について】
事務局	《議案書に基づき説明》
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。
議長	よろしいでしょうか。それではご意見等ないようですので、本件について、採決をとります。
	本件について、原案どおり承認することに賛成な委員は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議長	全員賛成(賛成多数)により、本件について、承認することとします。なお、事務局においては、本案をホームページ等により公表し、地域の農業者からの意見を聴取してください。
	《採決結果：議案第47号 全員賛成》
議長	議案第48号 令和7年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、事務局から説明を求めます。
	【議案第48号 令和7年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について】
事務局	《議案書に基づき説明》
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。
議長	よろしいでしょうか。それではご意見等ないようですので、本件について、採決をとります。
	本件について、原案どおり承認することに賛成な委員は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議長	全員賛成(賛成多数)により、本件について、承認することとします。なお、事務局においては、本案をホームページ等により公表し、地域の農業者からの意見を聴取してください。
	《採決結果：議案第48号 全員賛成》
議長	諮問第13号農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、事務局から説明を求めます。
	【諮問第13号農業振興地域整備計画の変更に対する意見について】
事務局	《議案書に基づき説明》
議長	ただいま事務局から説明がありました。
	番号10 福谷の件について、地元の鈴木委員が欠席ですので、事務局補足をお願いします。

発言者	発言内容
事務局	事前に鈴木委員からご意見をいただいております、場所については農用地区域内の隅で除外の要件には問題なく、分家住宅ということで既存の住宅から道一本を挟んだところにあり、問題ないということで伺っております。
議長	ありがとうございました。ただいま事務局から補足説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。
小野田委員	今回の分家住宅に限らずの話ですが、農用地区域の除外を満たす理由が毎回同じ内容で上がってきており、地域計画の策定が進んでいるはずなのに理由の記載は変わらない。 分家住宅ということで、要件として致し方ないというのは理解はできるが、毎回定型文で済まされるのも違うのではという意見を持ちます。 例えば、2ha規模の物流センターを作るという場合でも、影響がないという記載になると思いますが、実際影響がないかと言われるとないわけではない。影響の有無の線引きは誰が決めているのか。結果として、法人が預かっている規模はプラスとマイナスで足し引きすると、プラスになっているが、これが10年経つと、規模の拡大も頭打ちを迎える。その時に分家ではなく、豊田市や刈谷市のような大きな開発が起きたときには、開発により雇用を切らないといけなくなることもある。そういったことも考えると毎回、定型文ではいい、そうですね。ではないと思う。行政書士からの説明が十分でない例や、連絡がない例がいくつもあり、もう少し考えていただきたい。いずれ、そういったことが起きるということも理解した上で話を進めていきたいなという意見です。 本件については、権利がある話なので問題はないかと考えます。
議長 事務局	事務局、意見があればお願いします。 この3月末に地域計画が策定され、今後農振除外をする際には地域計画の変更をしてからの除外という流れになります。地域計画策定の際に目標地図の色塗りをさせていただきました。それは尊重すべき内容となります。今後は地域計画変更の際にも御意見をいただき、色塗りの変更が難しいという意見も含め、その都度協議をさせていただきます。その協議により、計画の変更が難しいということであれば、開発業者や行政書士にそういったことを伝え、その上でどうしていくか、代替地が本当はないのかという話し合いに発展していくと予想されます。基本的には地域計画を尊重し、それを変更しない限りは農振除外もしないという形になります。地域計画変更の協議の際には、法人の意見も踏まえ、話し合いを進めていきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。
議長	よろしいでしょうか。他にご意見等はございませんか。 それではご意見等ないようですので、番号10について、採決をとります。 番号10について、市に対し適当であると答申することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議長	(全員賛成) 全員賛成により、番号10について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。 (全員賛成) 《採決結果：諮問第13号 全員賛成1件》
議長	続いて、事務局から報告をお願いします。 [事務局報告] (意見、質問等なし)
議長	以上で予定していた議事等はすべて終了いたしました。 これをもちまして議長の職を終了させていただきます。
議長	引き続き、農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局にお渡しします。

発言者	発言内容
事務局	続いて、農地利用最適化推進会議を始めさせていただきます。 本日、机の上に配付しました3月の農地利用最適化推進会議の資料に沿って進めていきます。 1 協議・報告事項 令和5(2023)年度及び令和6(2024)年度中の賃借料情報について 2 その他 異動者あいさつ
事務局	それでは以上で本日の議題はすべて終了とさせていただきます。 次回の定例会の案内ですが、4月25日(金)、午前9時から場所は6階601・602会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。 それでは以上で終了させていただきます。 以上をもちまして、3月定例農業委員会及び農地利用最適化推進会議を終了したいと思います。 一同、ご起立ください。 一同、礼。

(閉会午前9時50分)